

小学校入学応援事業祝金申請確認フローチャート

令和8年4月に小学校に入学したお子さんを監護していますか。

いいえ

はい

対象児童は令和8年5月1日時点で多賀城市内に住所票がありますか。

いいえ

はい

対象児童はあなたが監護する第3子以降のお子さんですか。あなたは対象児童の上のお子さん（2人以上）を監護し、生計を同じにしていますか。

いいえ

はい

第3子より上のお子さんについて、結婚しているお子さん、就業等で生計が独立しているお子さん、死別したお子さんは、この制度では第1、2子とはなりません。

あなたは多賀城市内に住民票がありますか。
※あなたが対象児童の父または母の場合

いいえ

はい

対象となりません。

小学校入学祝金の**支給対象となる可能性がありますので、申請**をしてください。
申請をいただいた後、審査の上、給付決定（却下）通知書を送付します。給付決定の場合は、後日、ご指定いただいた口座へ祝金の振込をさせていただきます。

【必要書類について】

①父母、子（対象児童及び対象児童より上の子）がともに市内で同居している場合
⇒申請書、振込先の分かる通帳またはカードの写し（審査の際、こちらで住民登録等の情報を確認させていただきます。）

電子申請サービスから申請できます。

②対象児童より上の子が同居していない場合
⇒申請書、別居監護申立書（戸籍謄本及び戸籍の附票を添付）、振込先の分かる通帳またはカードの写し

必要書類を添付し、郵送または子ども政策課（25窓口）に提出ください。

③父母以外の監護者の場合

⇒申請書、監護申立書、振込先の分かる通帳またはカードの写し

必要書類を添付し、郵送または子ども政策課（25窓口）に提出ください。

④対象児童が市外の小学校に入学した場合

⇒申請書、在学証明書、振込先の分かる通帳またはカードの写し

必要書類を添付し、郵送または子ども政策課（25窓口）に提出ください。